

事後調査の結果

調査項目 騒音

予測した事項 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音

1. 調査地域

調査地域は、道路用地境界及び計画路線内とした。

2. 調査手法

(1) 調査事項

調査事項は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 調査事項

区 分	調 査 事 項
予測した事項	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音
予測条件の状況	建設機械の稼働状況 (建設機械の種類、台数、稼働位置、仮囲い、低騒音型建設機械の使用)
環境保全のための措置の実施状況	建設機械が集中しないような作業手順及び作業工程の調整、騒音を極力抑える作業方法、低騒音型建設機械の導入、必要に応じて仮囲いの設置、住居に近接して工事を実施する場合極力騒音の発生が少ない工法の採用

(2) 調査時点

調査時点は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 調査時点

項 目		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音
調査内容		
調査時点		(令和元年度から令和 2 年度の工種のうち最大となる工種を選定) 建設機械の稼働台数が最大となる時点
調 査 期 間	予測した事項	建設作業実施日の代表的な 1 日に実施 (調査日時は表 2-5(P. 10)のとおり)
	予測条件の状況	「予測した事項」と同時期に実施
	環境保全のための措置の実施状況	令和元年度から令和 2 年度の工事施行中の随時

(3) 調査地点

調査地点は、表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 調査地点

項 目		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音
調査内容		
調 査 地 点	予測した事項	道路用地境界の 1 地点 (No. 1)、地上高さ 1.2m (図 2-2(P. 12)参照)
	予測条件の状況	計画路線内
	環境保全のための措置の実施状況	計画路線内

(4) 調査方法

調査方法は、表 2-4 に示すとおりである。

また、工種や調査日時等は表 2-5 に、工事状況写真は写真 2-1(1), (2) (P. 13)に示すとおりである。

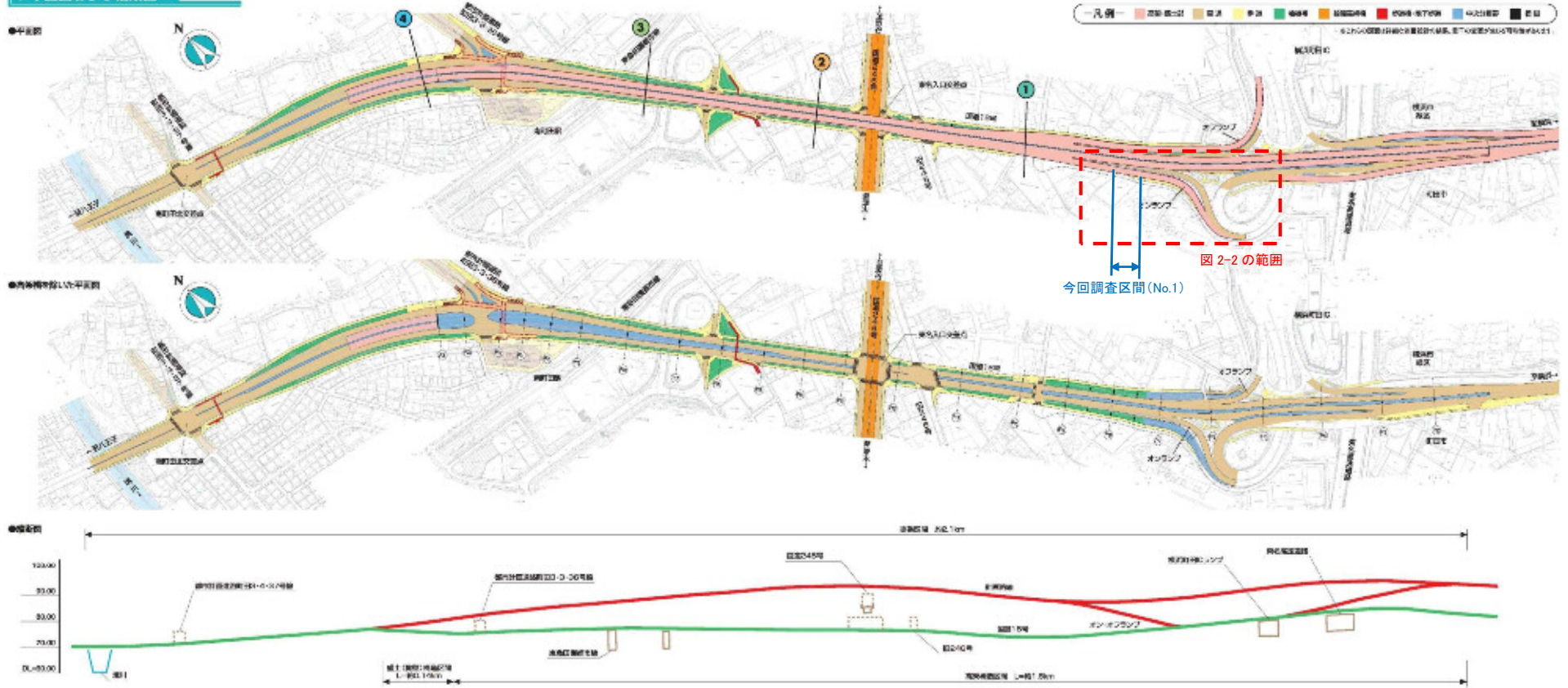
表 2-4 調査方法

項目		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音
調査内容	調査方法	<p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年 厚生省・建設省告示第1号)に定める測定方法に準拠し、調査地点において JIS C 1509-1 に定める騒音計を用いて、連続測定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロホンの位置は地上 1.2mとした。 ・騒音計は、積分型騒音計を使用し、騒音計に内蔵されているメモリー装置に記録した上で、室内解析し各時間帯で L_{A5} が最大となった 10 分間の騒音レベルを算出した。 ・騒音レベルは L_{A5}^* を求めるもので、メモリー装置のデータから異常音等の除去を行った。 <p>※ L_{A5} : 5%時間率騒音レベル ある実測時間内の変動騒音に着目したとき、ある騒音レベルを超えている時間の合計が実測時間の 5%に相当するとき、その騒音レベルを 5%時間率騒音レベルという。</p>
	予測した事項	
	予測条件の状況	現地調査及び工事関係資料により確認
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び工事関係資料により確認

表 2-5 建設作業騒音の調査日時等

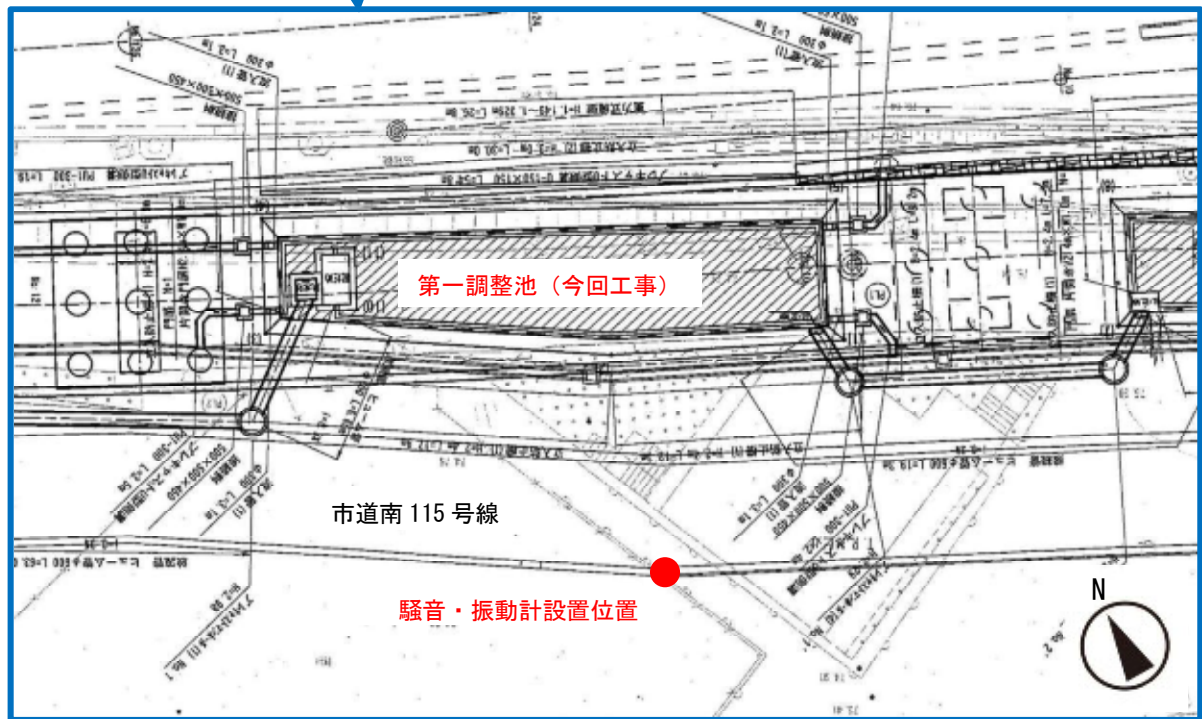
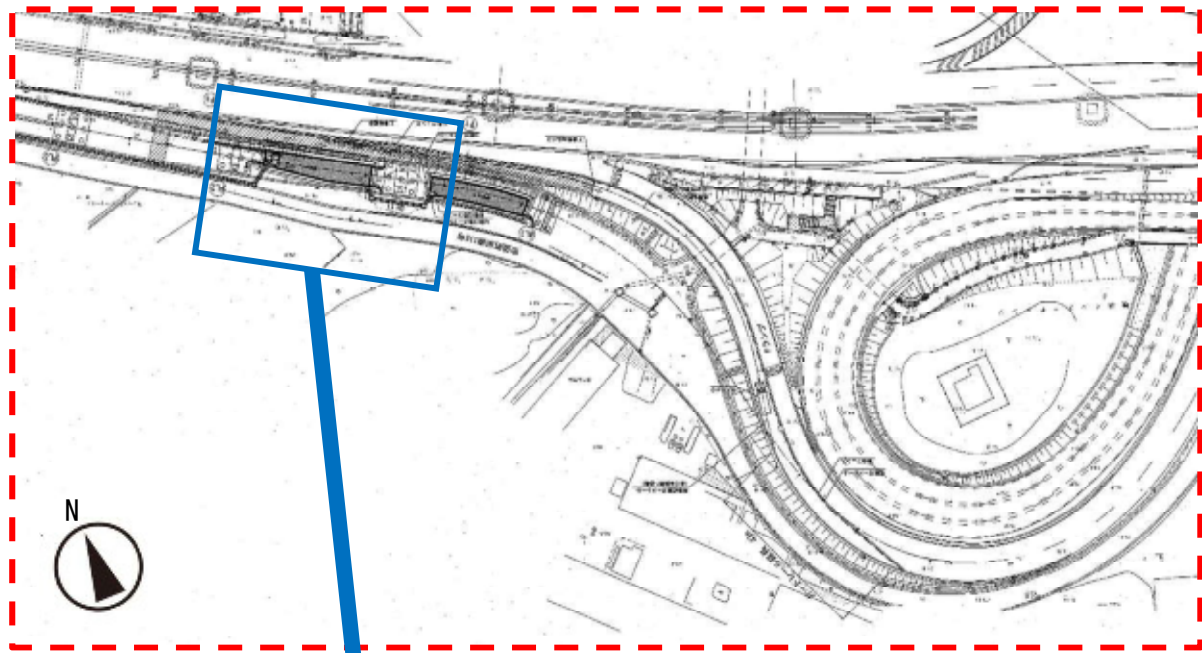
調査地点 No.	測定地点	工種	主な作業内容	調査日時	昼夜別
No. 1	南側	掘削工	調整池 設置工事	令和 2 年 8 月 7 日(金)7時~19時	昼

○ 平面図および縦断面



※工事状況の写真については、写真 2-1(1)～(2) (P.13)参照

図 2-1 工事位置の概要図



騒音・振動計設置状況



図 2-2 騒音・振動測定地点



写真 2-1(1) No. 1 : 掘削工事の状況(令和2年8月7日撮影)



写真 2-1(2) No. 1 : 掘削工事の状況(令和2年8月7日撮影)

3. 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

ア. 予測した事項

① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音

騒音調査結果は表 2-6(1), (2) (P. 14~15)に示すとおりである。

掘削工における建設機械稼働時の騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、84dB であり、「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る騒音の勧告基準値 (80dB) を上回った。

表 2-6(1) 騒音調査結果 (単位 : dB)

調査対象工種		掘削工 (調整池設置工事)		
調査地点 No		No. 1		
測定地点		南側		
調査年月日		令和 2 年 8 月 7 日		
		稼働時	非稼働時	備考
測定時間	7 時台	—	72	交通規制無し
	8 時台	76	—	
	9 時台	75	—	
	10 時台	75	—	
	11 時台	74	—	
	12 時台	—	73	
	13 時台	77	—	
	14 時台	84	—	
	15 時台	75	—	
	16 時台	—	72	
	17 時台	—	70	
	18 時台	—	71	
最大値		84	73	—
最小値		74	70	—
注 1) 表中の測定値 : 時間率騒音レベル (L _{A5})				
注 2) 赤枠は最大値を示す				

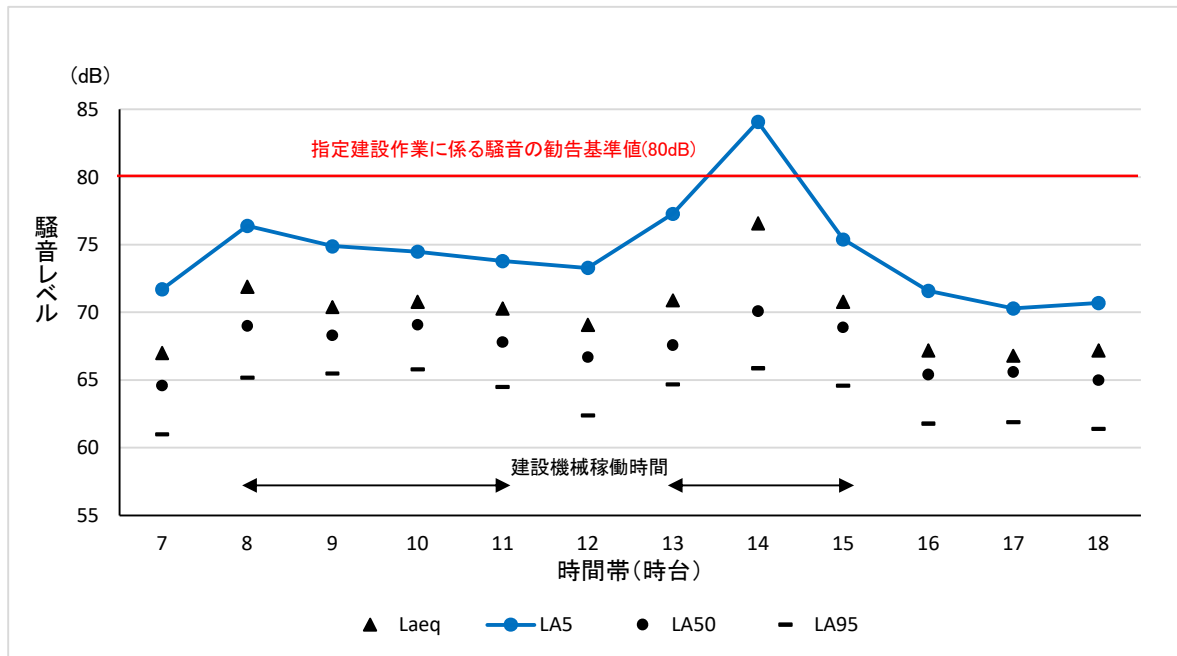
表 2-6(2) 騒音調査結果 (詳細)

調査地点：掘削工 (No.1)

調査日時：令和2年8月7日(金)7時～19時

(単位: dB)

時間帯	測定時間		等価騒音レベル	最大値	時間率騒音レベル					最小値	備考
	LA5最大値の10分間		Laeq	LMAX	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LMIN	
7	7:40	～ 7:50	67	82	72	69	65	62	61	59	非稼働時
8	8:10	～ 8:20	72	93	76	74	69	66	65	63	稼働時
9	9:30	～ 9:40	70	84	75	72	68	66	66	62	稼働時
10	10:30	～ 10:40	71	86	75	73	69	67	66	64	稼働時
11	11:30	～ 11:40	70	92	74	72	68	65	65	62	稼働時
12	12:00	～ 12:10	69	85	73	71	67	63	62	60	非稼働時
13	13:50	～ 14:00	71	85	77	74	68	65	65	63	稼働時
14	14:00	～ 14:10	77	92	84	79	70	67	66	64	稼働時
15	15:10	～ 15:20	71	83	75	74	69	65	65	63	稼働時
16	16:30	～ 16:40	67	83	72	70	65	62	62	60	非稼働時
17	17:00	～ 17:10	67	79	70	69	66	63	62	60	非稼働時
18	18:00	～ 18:10	67	85	71	69	65	62	61	60	非稼働時



イ. 予測条件の状況

① 建設機械の稼働状況

建設機械の稼働状況は表 2-7 及び図 2-3 (P. 17) に、「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る騒音の勧告基準との比較結果は表 2-8 に示すとおりである。

また、建設機械の稼働台数及び仕様は表 2-7 及び表 2-9 (P. 18)、予測時と事後調査時の条件比較は表 2-10 (P. 18) に示すとおりである。

表 2-7 建設機械の稼働状況

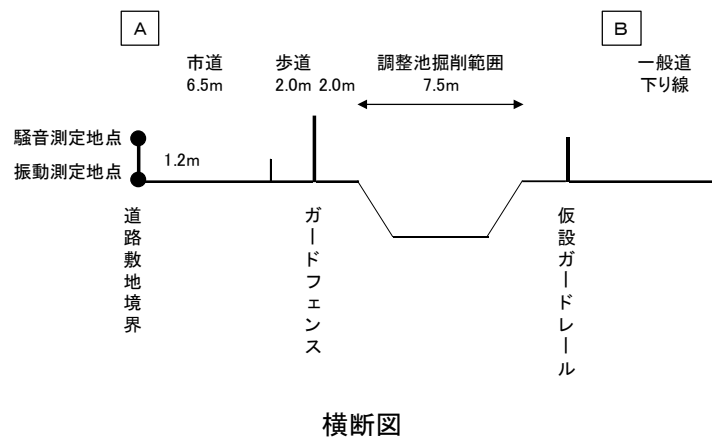
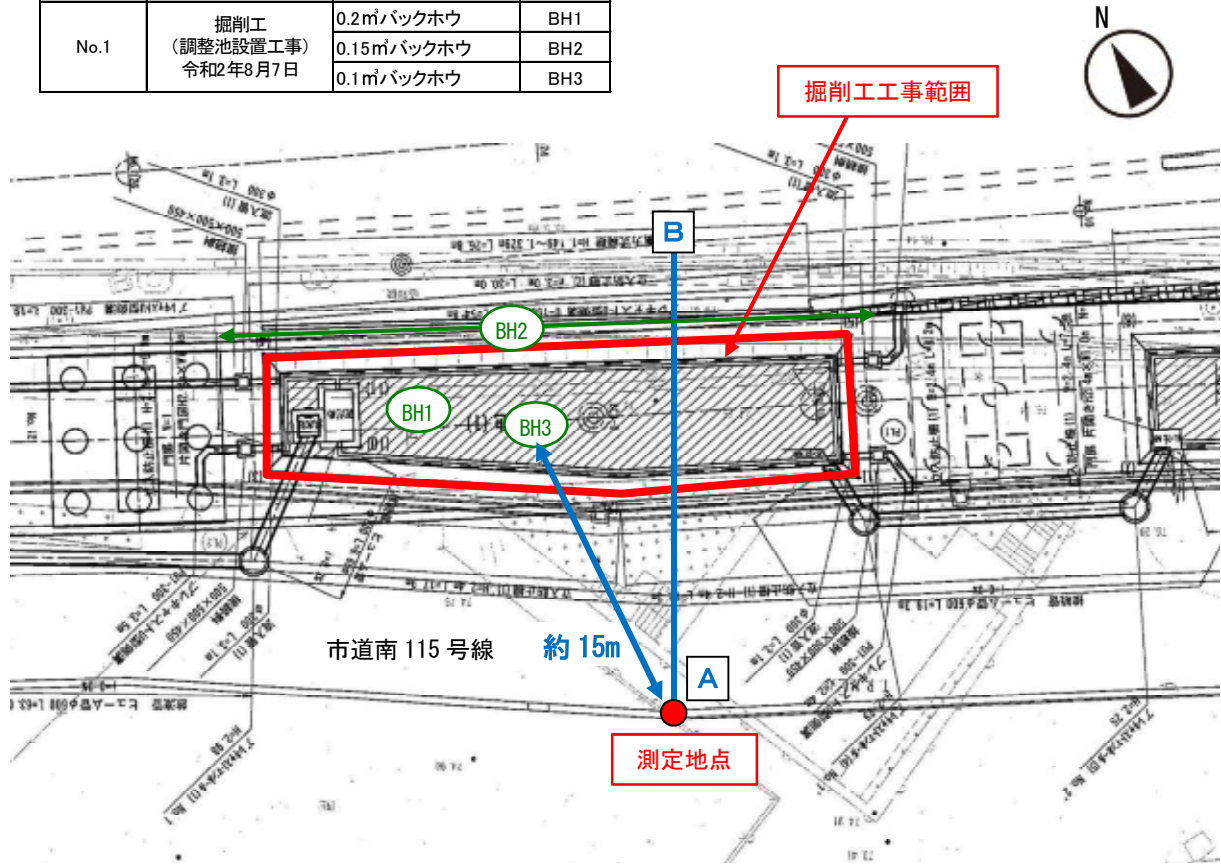
番号	工種	建設機械の種類	作業内容	稼働時間 (時台)														
				7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
No. 1	掘削工 (調整池 設置工事)	バックホウ (最大3台)	昼間															
			準備・撤収		■									■				
			掘削工		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
			測定時間	○	●	●	●	●	○	●	●	●	○	○	○			

注) ● : 建設機械稼働時の測定
○ : 建設機械非稼働時の測定

表 2-8 「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る作業時間等と建設機械の稼働状況

工種	「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る作業時間等				建設機械の稼働状況	
	作業時間 (1号区域)	1日における 延べ作業 時間 (1号区域)	同一場所 における 連続作業 期間	日曜・ 休日 における作業	作業時間	1日における 延べ作業時間
掘削工	7:00 ～ 19:00	10時間以内	6日以内	禁止	8:00～12:00 13:00～16:00	7.0時間

調査地点	工種・工日	建設機械の種類	記号
No.1	掘削工 (調整池設置工事) 令和2年8月7日	0.2mバックホウ	BH1
		0.15mバックホウ	BH2
		0.1mバックホウ	BH3



注：建設機械の配置は、バックホウの稼働台数が最大の3台であった時間帯（14時台）のものである。
調査当日、BH2は掘削作業ではなく、資材の運搬作業で断続的に北側の工事用通路を移動していた。

図 2-3 建設機械の稼働状況【No.1 地点：掘削工】

表 2-9 建設機械の稼働台数の比較

工種	評価書予測時		事後調査時		
	建設機械の名称	台数	建設機械の名称	台数	仕様
掘削工	0.6m ³ バックホウ (低騒音型)	1台	0.20m ³ バックホウ ^{※1}	1台	◎
			0.15m ³ バックホウ ^{※2}	1台	◎
			0.10m ³ バックホウ ^{※3}	1台	◎

◎：超低騒音型建設機械 国土交通省の超低騒音型建設機械の指定に関する規定で定められた建設機械をいう。

※1 クボタ RX-505

※2 クボタ RX-406

※3 コベルコ SK27SR

表 2-10 評価書予測時と事後調査時の条件比較

		評価書予測時	事後調査時
対象音源		建設機械	建設機械
建設機械の台数		表 2-9 のとおり	表 2-9 のとおり
建設機械の 稼働位置	掘削工	予測地点 (道路用地境界) から 5m	測定地点から 約 15m

※事後調査時の建設機械の稼働位置は、測定地点に最も近い建設機械の距離を示す。

ウ. 環境保全のための措置の実施状況

騒音にかかる環境保全のための措置の実施状況は表 2-11 に示すとおりである（掘削工以外を含む）。

また、令和元年度から令和 2 年度の工事において、騒音に関する苦情はなかった。

表 2-11 環境保全のための措置の実施状況

環境影響評価書記載事項	実施状況
<p>建設機械が集中しないように作業手順及び作業工程の調整を行い、騒音を極力抑える作業方法を検討する。</p>	<p>建設機械が集中しないように作業するため施工計画を見直し、音の出る機械をできる限り道路用地境界から遠ざける等、騒音を抑えて施工を行った。（図2-3(P. 17)参照）</p> <p>なお、仮締切工の際には、鋼矢板の打ち込みの際し、騒音を抑える工法（圧入工法）を採用した*。（写真2-2(1) (P. 20)参照）</p>
<p>工事中建設機械の機種を選定に際しては、低騒音の建設機械を導入する。</p>	<p>超低騒音型建設機械を導入し、騒音を抑えるよう配慮した。</p> <p>（表2-9(P. 18)及び写真2-2(2) (P. 21)参照）</p> <p>各機種において、機械整備の徹底、空ぶかし及びアイドリングの禁止、資材の乱雑な取扱いによる騒音発生がないよう、安全教育等を通じて周知し、騒音の低減に努めた。</p> <p>（写真2-2(3) (P. 22)参照）</p>
<p>必要に応じて道路用地境界に仮囲いを設けるなどの対策を講じる。</p>	<p>調整池設置工事では、近接して周辺に住宅がないため、仮囲いを設けなかった。</p> <p>なお、擁壁工事においては、沿道の宿泊施設に配慮して、施工ヤードの一部を防音シートで囲んだ*。</p> <p>（写真2-2(4) (P. 22)参照）</p>
<p>住居に近接して工事を実施する場合は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年4月16日建設省）に基づき、極力騒音の発生が少ない工法を採用する。</p>	<p>（住居に近接した場所での工事はなし）</p>

*騒音・振動調査を実施した掘削工とは別の工種における環境保全のための措置

鋼矢板圧入工法 施工状況



写真 2-2(1) 環境保全措置の実施状況（騒音・振動の発生が少ない工法の採用）

0. 20m³ バックホウ クボタ RX-505 (超低騒音型)



0. 15m³ バックホウ クボタ RX-406 (超低騒音型)



0. 10m³ バックホウ コベルコ SK27SR (超低騒音型)



注：調査当日はバケットを装着

写真 2-2(2) 掘削工における環境保全措置の実施状況 (超低騒音型建設機械の導入)

安全教育



写真 2-2(3) 環境保全措置の実施状況（安全教育の実施）

防音シートの設置



写真 2-2(4) 環境保全措置の実施状況（騒音対策）

(2) 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音

道路用地境界における事後調査結果の騒音レベル（ L_{A5} ）の最大値は、表 2-12 に示すとおり 84dB であり、「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る騒音の勧告基準値（80dB）を上回った。

なお、評価書予測結果と今回の事後調査結果を比較すると、事後調査結果の方が騒音レベルが高い結果となった。この理由としては、最大値を記録した 14 時台において、短時間ながら、バックホウのバケットで掘削した土砂の中にあつた岩石を砕く作業が行われていたことがあげられる。

また、他の時間帯においても、使用した建設機械の台数が多いことや、国道 16 号一般部からの道路交通騒音の影響を受けたこと、近接して周辺に住居が無いため仮囲いを設けずに作業を実施した影響等が考えられる。

表 2-12 評価書の予測結果と事後調査の比較〔騒音レベル L_{A5} 〕

調査地点	工種	評価書予測時		事後調査時		基準値 <small>注2)</small>
		作業内容	予測結果	作業内容	事後調査 結果 ^{注1)}	
No.1	掘削工	掘削工	64dB	掘削工	84dB	80dB

注1) 事後調査結果：調査結果（ L_{A5} ）の最大値

注2) 基準値：「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る騒音の勧告基準

事後調査の結果

調査項目 振動

予測した事項 建設機械の稼働に伴う建設作業振動

1. 調査地域

調査地域は、道路用地境界及び計画路線内とした。

2. 調査手法

(1) 調査事項

調査事項は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 調査事項

区 分	調 査 事 項
予測した事項	建設機械の稼働に伴う建設作業振動
予測条件の状況	建設機械の稼働状況（建設機械の種類、台数、稼働位置）
環境保全のための措置の実施状況	建設機械が集中しないような作業手順及び作業工程の調整、振動を極力抑える作業方法、振動の少ない建設機械の導入、住居に近接して工事を実施する場合極力振動の発生が少ない工法の採用

(2) 調査時点

調査時点は、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 調査時点

項 目		建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査内容		
調査時点		（令和元年度から令和2年度の工種のうち最大となる工種を選定） 建設機械の稼働台数が最大となる時点
調 査 期 間	予測した事項	建設作業実施日の代表的な1日に実施 （調査日時は表 3-5 (P. 25) のとおり）
	予測条件の状況	「予測した事項」と同時期に実施
	環境保全のための措置の実施状況	令和元年度から令和2年度の工事施行中の随時

(3) 調査地点

調査地点は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 調査地点

項 目		建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査内容		
調 査 地 点	予測した事項	道路用地境界の1地点 (No. 1)、地表面 (図 2-2 (P. 12) 参照)
	予測条件の状況	計画路線内
	環境保全のための措置の実施状況	計画路線内

(4) 調査方法

調査方法は、表 3-4 に示すとおりである。

また、調査地点の工種や調査日時等は表 3-5 に示すとおりである。

表 3-4 調査方法

項 目		建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査内容	調査方法	<p>「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 総理府令第 58 号) に定める測定方法に準拠し、調査地点において JIS C 1510 に定める振動レベル計を用いて、連続測定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動感覚補正は、VL、鉛直(Z)方向とした。 ・振動レベル計に内蔵されているメモリー装置に記録した上で、室内解析し各時間帯で L_{10} が最大となった 10 分間の振動レベルを算出した。 ・振動レベルは L_{10}^* を求めるもので、メモリー装置のデータから異常振動等の除去を行った。 <p>※ L_{10} : 10%時間率振動レベル</p> <p>ある実測時間内の変動振動に着目したとき、ある振動レベルを超えている時間の合計が実測時間の 10%に相当するとき、その振動レベルを 10%時間率振動レベルという。</p>
	予測した事項	
	予測条件の状況	現地調査及び工事関係資料により確認
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び工事関係資料により確認

表 3-5 建設作業振動の調査日時等

調査地点 No.	測定地点	工種	主な作業内容	調査日時	昼夜別
No. 1	南側	掘削工	調整池設置工事	令和 2 年 8 月 7 日(金)7 時~19 時	昼

3. 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

ア. 予測した事項

①建設機械の稼働に伴う建設作業振動

振動調査結果は表 3-6(1), (2) (P. 26~27) に示すとおりである。

掘削工の建設機械稼働時の振動レベル (L_{10}) の最大値は、51dB であり、「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る振動の勧告基準値 (70dB) を下回った。

表 3-6(1) 振動調査結果 (単位 : dB)

調査対象工種		掘削工 (調整池設置工事)	
調査地点 No		No. 1	
測定地点		南側	
調査年月日		令和 2 年 8 月 7 日	
		稼働時	非稼働時
測定 時間	7 時台	—	43
	8 時台	51	—
	9 時台	49	—
	10 時台	51	—
	11 時台	48	—
	12 時台	—	45
	13 時台	49	—
	14 時台	51	—
	15 時台	51	—
	16 時台	—	42
	17 時台	—	40
	18 時台	—	39
最大値		51	45
最小値		48	39
注 1) 表中の測定値 : 時間率振動レベル (L_{10})			
注 2) 赤枠は最大値を示す			

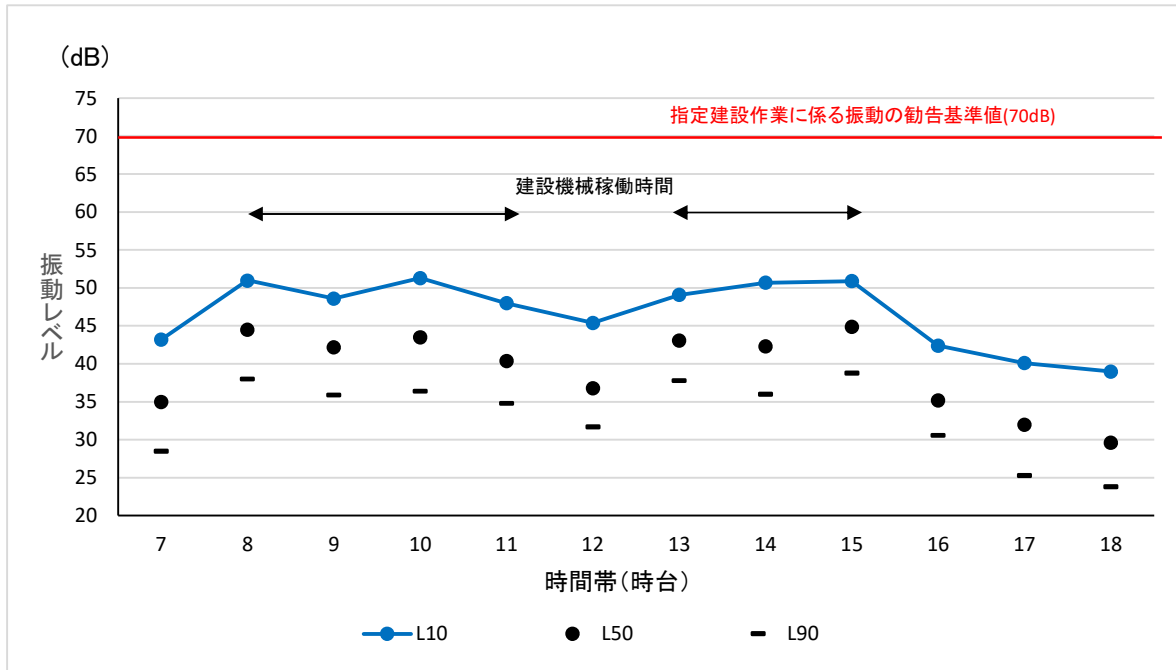
表 3-6(2) 振動調査結果 (詳細)

調査地点：掘削工 (No.1)

調査日時：令和2年8月7日(金)7時～19時

(単位：dB)

時間帯	測定時間 LA5最大値の10分間	最大値 LMAX	時間率振動レベル					最小値 LMIN	備考
			L5	L10	L50	L90	L95		
7	7:40 ~ 7:50	58	46	43	35	29	27	22	非稼働時
8	8:10 ~ 8:20	58	53	51	45	38	37	33	稼働時
9	9:30 ~ 9:40	60	51	49	42	36	35	31	稼働時
10	10:30 ~ 10:40	58	53	51	44	36	35	30	稼働時
11	11:20 ~ 11:30	62	50	48	40	35	34	28	稼働時
12	12:30 ~ 12:40	58	48	45	37	32	30	26	非稼働時
13	13:20 ~ 13:30	58	51	49	43	38	36	33	稼働時
14	14:50 ~ 15:00	59	53	51	42	36	35	30	稼働時
15	15:40 ~ 15:50	58	53	51	45	39	38	33	稼働時
16	16:00 ~ 16:10	54	45	42	35	31	30	27	非稼働時
17	17:10 ~ 17:20	55	45	40	32	25	24	20	非稼働時
18	18:30 ~ 18:40	57	44	39	30	24	23	21	非稼働時



イ. 予測条件の状況

①建設機械の稼働状況

「騒音」の予測条件の状況と同様である（表 2-7～表 2-10 (P. 16～18)、 図 2-3 (P. 17) 参照）。

ウ. 環境保全のための措置の実施状況

振動にかかる環境保全のための措置の実施状況は表 3-7 に示すとおりである（掘削工以外を含む）。

また、令和元年度から令和 2 年度の工事において、振動に関する苦情はなかった。

表 3-7 環境保全のための措置の実施状況

環境影響評価書記載事項	実施状況
建設機械が集中しないように作業手順及び作業工程の調整を行い、振動を極力抑える作業方法を検討する。	建設機械が集中しないように作業するため施工計画を見直し、建設機械等を道路用地境界から遠ざけるなど、振動を抑えて施工を行った。 (図 2-3 (P. 17) 参照) なお、仮締切工の際には、鋼矢板の打ち込みの際し、振動を抑える工法（圧入工法）を採用した*。（写真2-2(1) (P. 20) 参照)
工事中建設機械の機種を選定に際しては、できるだけ振動の少ない建設機械を導入する。	各工種において、機械整備の徹底、空ぶかし及びアイドリングの禁止、資材の乱雑な取扱いによる振動発生がないよう、安全教育等を通じて周知し、振動の低減に努めた。 (写真2-2(3) (P. 22) 参照)
住居に近接して工事を実施する場合は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年4月16日建設省）に基づき、極力振動の発生が少ない工法を採用する。	(住居に近接した場所での工事はなし)

*騒音・振動調査を実施した掘削工とは別の工種における環境保全のための措置

(2) 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

①建設機械の稼働に伴う建設作業振動

道路用地境界における事後調査結果の振動レベル（ L_{10} ）の最大値は、表 3-8 に示すとおり 51dB であり、評価書の予測結果と事後調査結果を比較すると 8dB 下回った。

また、「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る振動の勧告基準値（70dB）を下回った。

事後調査結果が予測結果を下回った要因は、振動抑制のための環境保全措置として建設機械の高負荷運転を極力避けるよう安全教育等を通じて周知したこと等によるものと考えられる。

表 3-8 評価書の予測結果と事後調査の比較〔振動レベル L_{10} 〕

調査地点	工種	評価書予測時		事後調査時		基準値 注2)
		作業内容	予測結果	作業内容	事後調査 結果注1)	
No.1	掘削工	掘削工	59dB	掘削工	51dB	70dB

注1) 事後調査結果：調査結果（ L_{10} ）の最大値

注2) 基準値：「東京都環境確保条例」で規定する指定建設作業に係る振動の勧告基準

事後調査の結果

調査項目 環境保全のための措置

環境保全のための措置の実施状況は表 4-1(1), (2) (P. 30~31)に示すとおりである。

また、令和元年度の工事において、下記項目に関する苦情はなかった。

表 4-1(1) 環境保全のための措置の実施状況

項目	環境影響評価書記載事項	実施状況
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・工事は計画区域の全域で同時に行わず、可能な限り段階的に行う。 ・土砂の掘削、積み込み、運搬等の作業では、粉じんが飛散しないように必要に応じて工事用運搬車両に飛散防止シートを装着するなどの措置を講じる。 ・工事現場の周囲に防護塀等を設置するとともに工事敷地内の清掃及び散水を実施し、粉じんの発生の防止に努める。 ・強風時には作業の中断・中止、工事用車両の速度制限等、作業方法に配慮し、粉じんの飛散防止に努める。 ・工事用車両の運行にあたっては、可能な限りアイドリングストップを行うよう努める。 ・土砂等の運搬車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事区域の出入口に水洗いを行う洗車施設等の設置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ所の調整池設置工事は同時に実施せず、時期をずらして実施した。 ・仮置き土について、粉じんの発生を抑制するため、飛散防止シートの装着等の措置を適切に行った(写真4-1(P. 32))。 ・工事敷地内において適宜清掃及び散水を実施し、粉じんの発生の防止に努めた(写真4-2(P. 32))。 ・強風時には作業の中断・中止、工事用車両の低速走行等、粉じんの飛散防止に努めた。 ・工事用車両の運行にあたっては、可能な限りアイドリングストップを行うよう努めた。 <p>(該当なし)</p>
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行前に詳細な調査、工法検討等を行ったうえ、濁水の発生を極力抑える適切な工法や流出防止対策の導入について十分検討し、必要な措置を講じる。 ・なお、工事中の濁水については、必要に応じて沈殿槽等の処理施設を設置するなど、適切に処理した後、河川に排水する。 	<p>(該当なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装版のカッターによる濁水は回収し、産業廃棄物として処分業者に委託して処分することで、濁水の発生及び流出防止に努めた(写真4-3(P. 32))。

表 4-1(2) 環境保全のための措置の実施状況

項目	環境影響評価書記載事項	実施状況
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行前に詳細な地質・地下水調査を行い、最適な工事計画を検討し、地盤沈下により周辺地域に悪影響を及ぼさないように慎重に工事を実施する。 ・工事に際しては、地盤沈下により周辺地域に悪影響を及ぼさないように矢板打込等の適切な土留工を採用し適切に対処する。 	<p>(該当なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に際し周辺地域への影響を避けるため、土留工として剛性及び止水性の高い鋼矢板工法を採用し、適切に対処した(写真 4-4(P. 33))。
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行前に詳細な地質・地下水調査を行い、最適な工事計画を検討し、これに基づき慎重に工事を行う。 ・なお、沿道の建物に被害が生じた場合には、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」(昭和 61 年 4 月 1 日 建設事務次官通知)の基準に基づき適切に対処する。 	<p>(該当なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工種において、工事の施行による沿道建物への被害は発生していない。
植物・動物	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行により撤去される街路樹の代償として、計画路線の環境施設帯等の緑化に努める。緑化に当たっては、大気汚染、騒音、景観等沿道環境の保全の観点も合わせて整備に努める。 	<p>(令和元年度から令和 2 年度の工事区域内に街路樹なし)</p>
史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法に基づき適切に対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事区域に新たな埋蔵文化財の発見はなかった。
その他	<p>安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民及び生徒・児童の通学路の安全確保については、工事箇所周辺の状況に応じて交通監視員の配置等を含め安全対策を講じる。 ・工事期間中に交通規制を行う場合は、所轄警察署等との協議に基づき適切な措置を講じる。 ・工事の施行中の諸問題について対応窓口を設置し、適切に対処する。 ・横断施設の計画にあたっては、今後、関係機関等と調整を行い、安全対策等について適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車等の通行の安全確保のため、仮設の切り回し歩道を設置した(写真 4-5(P. 33))。また、工事用車両の出入口に交通監視員を配置した(写真 4-6(P. 33))。 ・交通規制を伴う工事に際しては、事前に町田警察署等との協議を行い、協議の結果に基づき適切に対処した。 ・工事の施行中の諸問題に適切に対処するため、対応窓口を設置し、問い合わせ等があった際は迅速に対応した(写真 4-7(P. 34))。 <p>(該当なし)</p>



写真 4-1 環境保全のための措置の実施状況（飛散防止シートの装着）



写真 4-2 環境保全のための措置の実施状況（散水の実施）



写真 4-3 環境保全のための措置の実施状況（舗装版のカッターによる濁水の回収）



写真 4-4 環境保全のための措置の実施状況（鋼矢板工法の採用）



写真 4-5 環境保全のための措置の実施状況（仮設切り回し歩道の設置）



写真 4-6 環境保全のための措置の実施状況（交通監視員の配置）



写真 4-7 環境保全のための措置の実施状況（対応窓口の設置）